

令和3年8月19日

自治会連合会長 各位

自治会長 各位

袋井市協働まちづくり課長 渡邊浩司

袋井市新型コロナウイルス感染症対策本部基本方針の改定について

日頃から、市政運営及び自治会活動につきまして、御理解と御協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、8月17日に国の緊急事態宣言の対象区域に静岡県が追加されたことから、8月18日に「本市新型コロナウイルス感染症対策本部基本方針」を別添のとおり改定しましたのでお知らせします。

なお、現在流行している新型コロナウイルスは、感染力が非常に強く、医療機関では病床のひっ迫が進んでいることから、今が感染拡大を抑える重要な局面であります。今後におきましても、自らの命と家族など大切な人の命を守るため、日中も含めた不要不急の外出の自粛など、今一度、感染防止対策の徹底をお願いします。

また、自治会長におかれましては、お手数をお掛けしますが、緊急事態宣言の周知徹底のため、同封の班内回覧の配布につきまして、御協力をお願い申し上げます。

1 自治会及び自治会連合会の会議等について

- ・自治会や自治会連合会の会議等については、「3つの密」①換気（換気の悪い密閉空間、②密集（人が密集している）、③密接（近距離での会話や発生が行われる）や「感染リスクが高まる5つの場面」（①飲食を伴う懇親会等、②大人数や長時間におよぶ飲食、③マスクなしでの会食、④狭い空間での共同生活、⑤居場所の切り替わり）を避け、感染防止対策を講じることとする。ただし、適切な感染防止対策を講じることができない場合には、延期または中止とする。

全国的に感染者が増加している中、自治会活動（会議や行事など）の実施について、不安を感じている方もおられますので、国や県の方針に基づき、9月12日までに予定している会議や行事等については、感染症対策に十分配慮した対応をお願いします。

2 コミュニティセンターについて

- ・ 3つの密を避け、感染防止対策を講じるとともに、8月18日（水）から9月12日（日）まで、原則として午後8時以降の使用を取り止める。
- ・ 各部屋の利用人数の上限を、収容率50%以下（定員の半数以下）とする。
- ・ カラオケ及び飲食を伴う使用を取り止める。

3 公会堂・集会場について

- ・ 上記のコミュニティセンターと同様の取扱いとするよう、御配慮をお願いします。

※今後の発生状況や国、県の動向により、その都度、基本方針を改定する。

〔 担当 協働まちづくり課コミュニティ推進室 〕
〔 電話 44-3107（直通） 〕

緊急事態宣言の発令に伴う市長メッセージ

■ タイトル

自分と大切な人の命を守るため、徹底した感染防止対策を！

■ 本文

袋井市長の大場規之です。

8月20日(金)から、静岡県は新型コロナウイルス緊急事態宣言の対象地域となります。

9月12日(日)まで「飲食店・大規模集客施設に対する休業及び営業時間の短縮」や、20時以降の不要不急の外出の自粛等が要請されます。

静岡県では、8月18日(水)の新規感染者数が1日あたり過去最多となる600人に迫る勢いであり、袋井市内の感染者も増加しております。

現在流行している新型コロナウイルスは、感染力が非常に強く、医療機関では病床のひっ迫が進んでいることから、今が、感染拡大を抑える重要な局面であります。

仲間同士で行うバーベキューやホームパーティによる感染拡大が見られることから、同居家族以外の多人数での飲食をはじめ、路上や公園等における集団での飲食は、特に慎んでいただくことをお願いいたします。

事業所におかれましては、テレワークの活用や時差通勤などにより、人との接触を減らす取り組みをさらに加速いただくなど、コロナ禍における働き方の改革に取り組んでいただきたくお願いいたします。

また、飲食店等におかれましては、県が行う休業要請など、感染拡大防止に向けた取り組みにご協力いただくことを、お願い申し上げます。

本日、対象者全員（12歳以上）にワクチンの接種券の発送が完了いたしました。ワクチン接種にご協力いただくとともに、自らの命と家族など大切な人の命を守るため、日中も含めた不要不急の外出の自粛など、今一度感染防止対策の徹底をお願いいたします。

市民一丸となってこの難局を乗り越えましょう！

令和3年8月18日

袋井市長 大場規之

袋井市新型コロナウイルス感染症対策本部

基本方針

令和3年8月18日改定

国は8月17日、静岡県を8月20日から9月12日まで、緊急事態措置区域に加えたことから、更なる感染防止対策が求められています。

国の基本的対処方針に基づき、感染拡大の防止と社会経済活動維持との両立を持続的に可能としていくため、「新しい生活様式」の社会経済全体へ定着を図るとともに、必要に応じて、外出の自粛、催物（イベント）の開催制限、感染拡大防止への継続的な取り組みをお願いします。

1 市民への呼びかけについて

緊急事態宣言の実施区域への追加に伴い、より一層の感染拡大を防ぐため、「新しい生活様式」の定着が図れるよう次のことを呼びかける。

- (1) 全ての市民の皆さんには、一人ひとりの基本的な感染防止対策として、感染防止の3つの基本となる「①人との間隔をできるだけ2m（最低1m）空ける」、「②マスクの着用」、「③手洗い」の徹底を呼びかける。また、マスク着用時にも、こまめに水分補給を行うなど、熱中症対策には十分注意することを呼びかける。
- (2) 県内・県外への移動は、静岡県が定期的に発表する警戒レベル及びそれに応じた「移動に関する行動制限」（※1）に基づく行動を呼びかける。
- (3) 日常生活における基本的な生活様式として、「3つの密」①密閉（換気の悪い密閉空間）、②密集（人が密集している）、③密接（近距離での会話や発声が行われる）、「感染リスクが高まる「5つの場面」」①飲食を伴う懇親会等、②大人数や長時間におよぶ飲食、③マスクなしでの会食、④狭い空間での共同生活、⑤居場所の切り替わりの回避を呼びかける。
- (4) 自治会や自治会連合会の会議等を開催する場合は、「3つの密」や「感染リスクが高まる「5つの場面」」を避け、感染防止対策を講じることとする。
- (5) 新型コロナウイルス感染症に関する誤解や偏見などには惑わされず、注意して冷静な対応を呼びかける。
- (6) ワクチン接種については、多くの市民の方がワクチンを接種できる体制を整えるとともに広く市民に接種を呼びかける。

（※1） 静岡県の警戒レベル及びそれに応じた「移動に関する行動制限」は、毎週発表されます。（県のホームページをご確認ください。）

2 イベント等の開催について

イベント等の開催については、「新しい生活様式」や業種別ガイドライン等に基づく適切な感染防止策が講じられることを前提に、静岡県が示すイベント等の開催における感染防止方針に基づき、感染防止対策を講じた上で、参加者名簿の作成、接触確認アプリ（COCOA）等の活用により適切に開催することとする。

なお、全国的かつ大規模なイベント等の開催については、リスクへの対応が整わない場合は、中止又は延期することを含め、主催者による慎重な対応を要請する。

3 市内の企業・事業所への呼びかけについて

関係団体等と協力し、緊急事態宣言に伴う時間短縮営業や休業要請の対象となる飲食店、大規模集客施設などへ必要な情報を周知する。

- (1) 市内の企業・事業所へは、厚生労働省や静岡県が発信する情報等を適切に提供する。
- (2) 3の感染防止対策の実施に加え、従業員同士の距離確保、発熱等の症状がみられる従業員の出勤自粛、出張による従業員の移動を減らすテレビ会議の活用のほか、在宅勤務（テレワーク）、時差出勤、自転車通勤等、人との接触を低減する取り組みなど、働き方の新しいスタイルの推進を呼びかける。
- (3) 市内の事業所や店舗などには、「3つの密」や「感染リスクが高まる「5つの場面」」等を避ける行動を促す。特に職場での「居場所の切り替わり」（休憩室、更衣室、喫煙室等）に注意するよう呼びかける。
- (4) 市内の事業所や店舗に関して、関係団体が作成する業種ごとの感染拡大予防ガイドライン等を実践するよう呼びかける。

4 市内小学校、中学校、保育所、幼稚園等の対応について

(1) 小中学校について

ア 児童生徒・職員の健康状態を確認するとともに、「3つの密」を避け、感染防止策を講じた上で教育活動を行う。

(2) 放課後児童クラブについて

ア 児童・支援員等の健康状態を確認するとともに、「3つの密」を避け、感染防止策を講じた上でクラブ活動を行う。

(3) 幼稚園・保育所及び認定こども園（保育部）について

ア 児童・職員の健康状態を確認するとともに、「3つの密」を避け、感染防止策を講じた上で保育活動を行う。

イ 民間の幼稚園・保育園、認定こども園については、袋井市の意向を伝え、公立と同様の対応を要請する。

(4) 子育て支援センター、笠原児童館について

利用者及び職員の健康状態を確認するとともに、「3つの密」を避け、感染防止策を講じた上で開館する。

(5) 育ちの森について

利用者及び職員の健康状態を確認するとともに、「3つの密」を避け、感染防止策を講じた上で支援を行う。

(6) 図書館、月見の里学遊館、メロープラザ、郷土資料館、近藤記念館、歴史文化館及び澤野医院記念館について

利用者及び職員の健康状態を確認するとともに、「3つの密」を避け、感染防止策を講じた上で開館する。

5 市内公共施設の利用について

緊急事態宣言に伴い、原則として午後8時以降の施設の使用を取り止める。

(1) コミュニティセンターについて

コミュニティセンターは、「3つの密」を避け、感染防止対策を講じる。

(2) 老人福祉センター（笠原老人福祉センター・白雲荘）について

老人福祉センターは、「3つの密」を避け、感染防止対策を講じる。

(3) 市内体育施設等について

さわやかアリーナ、風見の丘等の屋内体育施設は、「3つの密」を避け、感染防止対策を講じる。

(4) 市内公園の利用について

公園の利用については、空いた場所及び時間を選ぶなど利用者が感染防止対策を講じた上で、利用するものとする。

6 この基本方針は、今後の発生状況や国、県の動向により、その都度、改定する。

基本方針（改定履歴）

令和2年2月21日作成
令和2年2月28日改定
令和2年3月10日改定
令和2年3月16日改定
令和2年3月23日改定
令和2年4月 8日改定
令和2年4月17日改定
令和2年4月23日改定
令和2年5月 1日改定
令和2年5月 5日改定
令和2年5月15日改定
令和2年5月29日改定
令和2年6月19日改定
令和2年7月28日改定
令和3年4月27日改定
令和3年8月18日改定

静岡県 緊急事態宣言

8月20日(金)～9月12日(日)

班内回覧

令和3年8月20日

静岡県からの要請 ～特に次のことにご協力ください～

外出の際は…

◆日中も含めた不要不急^{*}の外出の自粛(特に20時以降)

※通院や買物、出勤、運動など、生活や健康維持のために必要な場合を除く
※必要な外出でも、**混雑する場所や時間を避ける**

◆不要不急の都道府県間の移動の自粛

飲食の際は…

◆飲食時の「黙食」と会話時のマスク着用の徹底をお願いします

◆路上、公園等における集団での飲食など、感染リスクの高い行動は行わないようにしましょう

◆感染対策が徹底されていない飲食店等の利用は控えましょう

飲食店等への休業、営業時短等の要請(主なもの)

飲食店等 ※協力金あり

- ◎お酒・カラオケ設備提供あり…**休業**
- ◎上記以外の飲食店…**20時までの営業時短**
※酒類及びカラオケ設備の提供を行わないこととする
飲食店は「上記以外の飲食店」に該当

飲食店等の協力金の問い合わせ先
静岡県休業・営業時間短縮要請
コールセンター
TEL050-5211-6111
9:00～17:00

大規模集客施設等(1,000㎡超) ※協力金あり

- ◎ショッピングセンター、スポーツクラブ、パチンコ店等
20時までの営業時短、入場者の整理等



袋井市 新型コロナ情報

検索



自分と大切な人の命を守るため、徹底した感染対策を！

「メローねっと」では、市ホームページの新型コロナウイルス感染症に関する追加・更新情報を随時配信しています。

